**○農林水産省告示第六百十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町角茂谷字コイ一一九四から一一九七まで、三七八七のイ、三七八七の二、三七八八、三七八九の一、三七八九の二、三七九〇から三七九三まで、字コイノアイ三七九七から三八〇一まで、字アサノヲカ三八一四の一、字中ヒロサワ三八一七のイの八、三八一七の一、三八一七の六、三八一七の九、三八一七の一八、三八一七の一九、三八一八、三八一九の一、三八一九の二、三八二〇の一、三八二〇の二、字ユミ木谷一六三七、四〇四九のイ、四〇四九の二、四〇四九の四、四〇四九の六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道天塩郡天塩町字オヌプナイ六〇三五の一地先・六〇三五の一（以上一筆地先一筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び天塩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字勝地丁字古田一〇一七、一〇二〇の四、一〇二〇の五、一〇二〇の七、一〇二〇の一四、一〇二一の一、一〇二一の三、一〇二一の五、一〇二一の六、一〇二二の一、一〇二二の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県富岡市下高尾字瀧ノ入八四〇の四、八五一の一、字大鳥一四〇一、甘楽郡南牧村大字磐戸字椚木八九五、八九七、八九八、大字大日向字高岩四七、甲五三の一、甲五三の二、六〇、下仁田町大字大桑原字片路六二九、六三一の一、乙六三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字椚木八九五、八九七、八九八、字高岩四七、甲五三の一、甲五三の二、六〇、字片路六二九、六三一の一、乙六三一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに富岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡紀宝町桐原字大峯六三三、阪松原字柳ケ谷九九七の二、字菖蒲峪一一〇四の二

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡紀宝町高岡字杤谷奥九七一、字高畑一四二四の一、一四二四の二、字ドイヅキ一四二五の五五（次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第二百六十五号**

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十三年三月十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

㈠　登録番号　18

㈡　登録基幹技能者講習実施機関の名称

社団法人全国建設室内工事業協会

日本室内装飾事業協同組合連合会

日本建設インテリア事業協同組合連合会

㈢　変更後の代表者の氏名

石田　信向

椎津　忠三

安藤　公雄

㈣　変更年月日　平成二十三年二月十日